

職親会だより総集編
～ 27年の歩み～

ご挨拶

兵庫県における精神障害者就労支援の代表格であり最も有効な訓練制度である「社会適応訓練」が令和 6 年度をもって終了します。それに伴い当訓練生を受け入れ、雇用する組織団体である「兵庫県精神障害者就労支援事業所連合会（職親会）」もその役割を終え、解散する運びとなりました。

これまでの活動を支えてくださった、すべての会員の皆さま、協力事業所の皆さま、病院関係の皆さま、保健所の皆さま、関係機関の皆さまに心から感謝申し上げます。

当会は、精神障害がおありの方々の社会復帰及び社会参加を援助するとともに、正しい精神保健福祉に関する知識の普及を図ることを目的として活動を続けてまいりました。設立から 27 年、会員、協力事業所、医療機関、保健所の皆さまは、就労訓練や職場環境の改善に尽力され、たくさんの成果を積み上げてくださいました。それらの努力によって、地域社会の理解が深まり、多くの方々が新たな一歩を踏み出すお手伝いできたと確信しております。

しかし、社会環境や福祉制度の変化に伴い、私たちの活動のあり方を見直す必要性が生じました。関係者で議論を重ねた結果、当会はその役割を十分に果たし、新たなステージへと歩みを進める時期であるとの結論に至りました。

当会は前会長の森本稔様の献身的な職親活動が起点となっており、障害者の就労を福祉の視点だけではなく、個人の尊厳や生きがい、大切な社会資源としてとらえ、雇用機会の創出を進めていく基本姿勢を受け継いでまいりました。今後もその培った経験やネットワークが、皆様の活動の中で引き継がれ、更なる発展に繋がることを心より願っています。

そして、私たちが目指してきた「すべての人がその力を発揮し、共に生き、共に働き、共に輝ける社会」を実現するため、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本会の活動に携わってくださった、すべての皆さまに、改めて深く御礼申し上げます。心ばかりではありますが、皆様への感謝をお伝えすべく本誌を作成致しましたので、是非ご覧いただけたらと思います。

これからも、それぞれの場でのご活躍をお祈り申し上げるとともに、皆さまのご健康とご多幸を心より願っています。

ありがとうございました。

兵庫県精神障害者就労支援事業所連合会（職親会）会長 野村浩之

森本前会長との日々を振り返って

昭和 56 年 7 月 イシイリネン株式会社設立の翌年から、作業の一部を県下数ヵ所の精神障害者作業所施設と提携し、長年進めて参りました。そんな中、施設の利用者の方々との通院リハビリテーション事業がスタートしました。その後、職親会が設立し、森本前会長の補佐役と成りました。

森本前会長との思い出は枚挙に暇はありません。中でも一番印象に残ったのは会長就任挨拶の中での話です。森本前会長は、当時、数人の身寄りの無い障がい者を雇用し、生活面では全員自宅に住ませ、食事から旅行に至るまで、全て家族の一員としての振る舞いをされた内容でした。

それから、娘さんの結婚式のおり、娘さんが「お父さん、小さい頃から、いつも障がい者の方たちと何をするのも一緒に、一度でも家族だけの旅行がしたかった。」と話されていました。家族を犠牲にしてまで、公平に家族の一員として、育てられた森本前会長さんに心を打たれました。

この話から、「職親」の存在について、深く考えさせられました。通院リハビリテーション事業、社会適応訓練事業が無くなって、職親制度もなくなります。身寄りの無い障がい者の雇用について、心の通った雇用制度を、国の政策に期待します。

以上、森本前会長の思い出を語らせていただきました。

兵庫県精神障害者就労支援事業所連合会（職親会）副会長 石井建三

兵庫県精神障害者社会適応訓練事業終了に寄せて

兵庫県では、精神障害者の就労支援として、「精神障害者社会適応訓練事業」を実施して参りました。

この事業は長年にわたり、地域社会において精神障害のある方々が自立し、社会とつながりを持ちながら生活するための重要な支援の場として機能してきました。「納得のいく社会参加の実現」という理念の基、障害のある人の「働きたい」という思いに寄り添い、支援を受けながら働くということも立派な自立という考え方により、社会的自立を促進する事業として数多くの訓練生を輩出して参りました。訓練を通じて、自己肯定感を高め、自信の回復や自己実現につなげ、就労の道を見つけ新たな一歩を踏み出す機会を得た方も多くいらっしゃいます。また、支援者や地域の皆さまとのつながりが生まれ、訓練生自身だけでなく、周囲の人々にとっても励みとなり、地域全体の理解と支援の輪を広げる力となりました。

一方で、社会の変化や支援制度の在り方の見直しが求められる中で、全国的に本事業は縮小傾向となり、今日の障害者の就労については、障害者総合支援法を中心とした支援体制となっています。そのなかで、当事業の役割は果たし終えたものと判断したことから令和7年3月末日をもち、終了を迎えることとなりました。

これは決して支援が不要になったという意味ではなく、新たな形で支援の質を高めるための転換期ととらえるべきでしょう。地域福祉や医療の中で精神障害のある方々を支える仕組みは進化を続けています。この変化を前向きに捉え、今後とも障害のある皆さまがこれまで以上に安心して暮らせる環境を築いていくことが大切になると思います。

本事業に携わっていただいた協力事業所の皆さま、職親会の会員の皆さま、病院関係の皆さまをはじめ、関係機関のすべての方々に心からの感謝を申し上げます。事業は終了しますが、そこから得た学びやつながりは終わることなく、これからも地域に根付いていくことを願っています。

県におきましては、この事業で培ったノウハウを基に、新たな障害者のインターンシップの場の創設に向け、検討を開始するなど、より一層様々な機関と連携しながら、柔軟な対応のできる支援を模索し続けていきたいと思っています。

これまでのご支援とご協力、誠にありがとうございました。そして、これからも共に歩んでいけるよう、引き続き皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

兵庫県福祉部ユニバーサル推進課長 相浦 輝之

兵庫県精神障害者就労支援事業所連合会（職親会）解散に寄せて

平成9年の発足以来、職親会は精神障害者の職場訓練を通じて、社会との接点を築く重要な役割を果たしてきました。この取り組みは、働く場を提供するだけでなく、精神障害者一人ひとりの可能性を引き出し、社会の中での居場所を見つける道を開いてきました。

四半世紀以上にわたり、職親会が活動を継続されて来られたのも、職場訓練を受け入れてくださった事業主の皆さま、また関係機関の皆さまのご理解とご協力があったことです。特に、事業主の皆さまには、単なる「訓練の場」を超えて、温かい人間関係や社会的つながりを提供していただきました。時には試行錯誤を繰り返しながらも、精神障害者を受け入れることの意義を深く理解し、共に歩まれる姿に、私たち事務局一同は何度も励まされました。

当初は限られた事業所での試みから始まった社会適応訓練事業ですが、参加事業主の輪が徐々に広がり、多くの精神障害者が職場訓練を経て自信を深め、次の一步を踏み出していきました。その成果は、数字には表れない多くの笑顔や成長の軌跡として、私たちの記憶に刻まれています。

一方で、社会状況や雇用環境の変化もありました。障害者雇用促進法の改正や障害者総合支援法による支援制度の整備に伴い、精神障害者が一般就労に進むための道筋も多様化しています。このような変化の中で、現在の職親会が担ってきた役割に一旦区切りを付けることは、次の時代に向けた新たな展開を見据えた決断だと感じております。

最後に、この解散が“終わり”ではなく、新たな“スタート”であることを強調したいと思います。職親会が築いてきた理念や実績は、支援者にしっかりと根付いています。そして、これからも精神障害者を支える新たな取り組みが生まれ、その発展を支えていくことでしょう。

長年にわたり職親会に携わってくださったすべての皆さまに、心より感謝申し上げます。そして、これからも精神障害者とそのご家族の支援に力を尽くしていく所存です。ともに歩み続けましょう。

兵庫県精神保健福祉センター所長 柿本裕一

職親会の歩み ～ 27 年を振り返って～

兵庫県精神障害者就労支援事業所連合会（職親会）のあゆみ	国等の動向
S47 職親啓発促進事業開始（県独自事業） S62 国庫補助事業に切り替え ※登録事業所 7 カ所でスタート <u>H 9 職親会発足</u> 講演会や研修会の開催 「ひょうご職親会だより」の発行 H10 兵庫県精神保健福祉審議会委員に会長が就任 H13 職親会啓発用パネルの作成 H14 県障害者雇用・就労支援ネットワーク会議に参画 ※社会適応訓練事業法定化により登録事業所増 H16 全国社会適応訓練事業研修会兵庫大会の開催 H17 森本会長が厚生労働大臣表彰受賞 H18 事業主開拓キャンペーン実施 H19 10 周年記念大会開催 (近畿ブロック精神障害者就業セミナーとの共催) 団体として兵庫県知事表彰受賞 H20 団体として厚生労働大臣表彰受賞 H21 兵庫県精神障害者率先雇用事業開始 H22 「社会適応訓練事業のてびき」作成 H24 リーフレット「手伝ってください！職場への第一歩」作成 15 周年記念大会開催 石井副会長が兵庫県知事表彰受賞 H25 野村新会長就任 H28 名称を兵庫県精神障害者就労支援事業所連合会(職親会)に変更 団体としてひょうごユニバーサル社会づくり賞受賞 H29 20 周年記念大会開催 R3 野村会長と宮崎監事が兵庫県知事表彰受賞（第 69 回兵庫県社会福祉大会）	S57 通院患者リハビリテーション事業開始 (国庫補助事業) H5 地域障害者職業センターの制度化 H7 法改正により精神保健福祉法第 50 条に 明文化 「精神障害者社会適応訓練事業」 H 9 年頃～精神障害者職業リハビリテーションの充実 H14 障害者就業・生活支援センターの制度化 H15 社会適応訓練事業が一般財源化 H17 障害者雇用促進法改正 (精神障害者が雇用率の算定対象に) H18 障害者自立支援法施行 (障害者就労移行支援事業、就労継続支援 A 型・B 型の制度化) H20 障害者雇用促進法改正 (法定雇用率の引き上げ) 県社会適応訓練事業要綱改正 (「実習型」と「雇用指向型」の 2 種に) H24 法改正により精神保健福祉法第 50 条 が削除 H25 障害者総合支援法施行 H30 障害者雇用促進法改正 (雇用義務の対象に精神障害者が加わる) R6 障害者雇用促進法改正 (法定雇用率のさらなる引き上げ、企業の範囲が従業員 40 人以上に拡大。週労働時間が 10 時間以上 20 時間未満も算定対象)